

平成28年定例第2回市議会会議録（第1日）

平成28年6月14日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
9番	荒 巻	隆 伸	17番	牛 嶋	利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

8番	上津原	博
----	-----	---

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梅 津 俊 朗	係 長	堤 和 美
次 長	田 中 裕 樹	書 記	柿 野 孝 博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	西 原 親	福祉事務所長	坂 口 浩 二
副 市 長	高 野 道 生	子ども子育て課長	築地原 良 太
教 育 長	長 岡 廣 通	環境衛生課長	松 尾 和 久
監 査 委 員	平 井 常 雄	農林水産課長	木 村 勝 幸
総 務 部 長	馬 場 洋 輝	商工観光課長	松 尾 博
保健福祉部長	加 藤 康 志	上下水道課長	木 下 康 彦
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	本 莊 安 政	学校教育課長	加 藤 武 美
環境経済部長	富 重 巧 斉	健康づくり課長	四牟田 正 雄
建設都市部長	松 尾 正 春	税 務 課 長	盛 田 勝 徳
教 育 部 長	大 津 一 義	エネルギー政策課長	藤 吉 裕 治
消 防 長	北 嶋 俊 治	農業委員会事務局長	城 敬 介
総 務 課 長	西 山 俊 英	税務課市民税係長	野 田 英 一
企画財政課長	坂 田 良 二	エネルギー政策課 エネルギー政策係長	渡 邊 満 昭
企 画 財 政 課 財 政 係 長	大 坪 康 春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第1号 平成27年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (8) 報告第2号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (9) 報告第3号 平成27年度みやま市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について
- (10) 報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について
- (11) 同意第4号 農業委員会委員の選任について
- (12) 同意第5号 農業委員会委員の選任について
- (13) 同意第6号 農業委員会委員の選任について
- (14) 同意第7号 農業委員会委員の選任について
- (15) 同意第8号 農業委員会委員の選任について
- (16) 同意第9号 農業委員会委員の選任について
- (17) 同意第10号 農業委員会委員の選任について
- (18) 同意第11号 農業委員会委員の選任について
- (19) 同意第12号 農業委員会委員の選任について
- (20) 同意第13号 農業委員会委員の選任について
- (21) 同意第14号 農業委員会委員の選任について
- (22) 同意第15号 農業委員会委員の選任について
- (23) 同意第16号 農業委員会委員の選任について
- (24) 同意第17号 農業委員会委員の選任について
- (25) 同意第18号 農業委員会委員の選任について
- (26) 同意第19号 農業委員会委員の選任について

- (27) 同意第20号 農業委員会委員の選任について
- (28) 同意第21号 農業委員会委員の選任について
- (29) 同意第22号 農業委員会委員の選任について
- (30) 承認第2号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）
- (31) 承認第3号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- (32) 議案第29号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (33) 議案第30号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (34) 議案第31号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (35) 議案第32号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (36) 議案第33号 みやま市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (37) 議案第34号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- (38) 議案第35号 工事請負契約の締結について
- (39) 議案第36号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第1号）
- (40) 議案第37号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時31分 開会

○議長（牛嶋利三君）

おはようございます。ただいまから平成28年第2回みやま市議会定例会を開会いたします。

なお、8番上津原博君におかれましては、本日、欠席届が提出をされておりますので、これを許可しております。皆さん方にはよろしく御承知おきをお願いしたいと思います。

ここで都合によりまして議長席を交代させていただきます。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（荒巻隆伸君）

日程に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

去る5月31日に開催をされました第92回全国市議会議長会定期総会におきまして、牛嶋利三議長が正副議長通算13年の功績により全国市議会議長会より特別表彰の栄に浴されましたので、ここで御披露申し上げます。

表彰状の伝達にあわせ、市議会並びに市長よりその功績をたたえたいと思いますので、よろしく願いいたします。

牛嶋議長は演壇のほうにお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

表 彰 状

みやま市 牛 嶋 利 三 殿

あなたは市議会正副議長として13年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第92回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成28年5月31日

全国市議会議長会会長 岡 下 勝 彦

おめでとうございます。（拍手）

市議会を代表いたしまして、一言お祝いの御挨拶を申し上げます。

去る5月31日に開催されました全国市議会議長会定期総会において、みやま市議会より牛嶋利三議長が特別表彰を受けられ、本日の本会議におきまして表彰の伝達を行えることを大変喜ばしく思っております。

御承知のとおり、牛嶋利三議長は旧山川町時代から正副議長として今日まで通算いたしまして13年余の長きにわたり市政にお尽くしいただいております。この間、いろいろな御苦労を経験されたことと思います。照る日、曇る日乗り越えられ、今日まで立派に務め上げてこられたことは、まことにすばらしいことだと思います。みやま市の今日の発展も牛嶋利三議長の御尽力に支えられたところが多大であると思っております。ここに改めて感謝と、そしてお祝いを申し上げる次第であります。

今後とも健康に御留意くださいますように、みやま市の安全・安心のまちづくりと市の発展のために御活躍いただきますようお願いを申し上げまして、表彰伝達に当たり、議会を代表してのお祝いの御挨拶とさせていただきます。まことにめでとうございます。（拍手）

続きまして、西原市長よりお祝いの言葉をお願いいたします。

○市長（西原 親君）（登壇）

市を代表いたしまして、お祝いの言葉を申し上げます。

このたび、全国市議会議長会より特別表彰を受けられました牛嶋議長に心からお祝いを申し上げます。

牛嶋議長は、合併前の平成7年5月、山川町議会議員から引き続き現在に至るまでの長きにわたり、市議会議員として、また、そのうち多くの期間を副議長及び議長として、卓越した見識と豊かな経験によって得られた信念に基づき、常に市民の福祉増進と地方自治の発展を願って献身的に尽力してこられました。この長年の功績が認められ、今回の受賞となったものであり、このことに対し心より敬意を表するものでございます。

また、議員本人はもとより、今日まで御理解と御協力をいただきました御家族の皆様や御支援をいただいた後援会の皆様方の喜びもひとしおではないかと思えます。

さて、来年1月に本市は市制施行10周年の節目の年を迎えます。ここに至るまでには、さまざまなことがありました。旧3町の歴史や伝統文化、特性を生かすとともに、本市の一体感をつくり上げるため、さらには地域の実情や市民ニーズを的確に反映させるため、さまざまな課題を解決しながら、議会と行政がともに力を合わせ、今日までともに歩んでまいりました。これも牛嶋議長の御支援とたゆまぬ御努力のたまものと心から感謝を申し上げる次第でございます。

本市では現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施計画を策定し、エネルギーを初め、豊かな地域資源を生かし、安心して心豊かに暮らせるみやま市の実現に向け全力を傾注しているところでございます。どうか今後とも一層の御指導と御鞭撻を心からお願い申し上げます。

結びに、牛嶋議長の今後さらなる御活躍、御健勝を心から祈念いたしますとともに、ますますの御発展を心より祈念いたしまして、祝辞といたします。まことにめでとうございます。（拍手）

○副議長（荒巻隆伸君）

ありがとうございました。

それでは、受賞されました牛嶋議長より謝辞がございますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（牛嶋利三君）（登壇）

改めましておはようございます。いよいよきょうから24日まで11日間というようなことで、まだ決定はしておりませんが、この後、決定いただきたいと思いますけれども、本市の平成28年第2回市議会定例会開会を宣言したばかりでございますけれども、このような定例会という本当に貴重な時間をいただきまして、私ごとで大変僭越でございますけれども、一言お礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

第92回全国市議会議長会総会におきまして、本当に栄えある賞をいただくことができました。先ほど来、議会を代表して荒巻副議長のほうから御拝読いただき、拝受させていただいたところでございます。また、引き続き議会を代表しての荒巻副議長からのお祝いの御挨拶、そしてまた、市を代表して西原市長からの本当に身に余る温かい御祝辞をいただきました。ここに改めて心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

さて、ちょっと説明させていただきますけれども、第92回全国市議会議長会、北は北海道から南は沖縄まで、全国813市の議長、あるいは事務局員さんが集っていただき、東京の国際フォーラム・ホールAという館で開催をされております。まずもって、4月14日、熊本、あるいは大分を震源地とする地震、大きな災害が発生いたしました。きょうも皆さん方に黙祷いただきましたけれども、全員で亡くなられた方に対する哀悼の意を表するため黙祷、そして、国のほうからは安倍総理、高市総務大臣、石破地方創生担当大臣、それから、衆議院のほうからは議長が開会中ということで出席いただけませんでしたけれども、参議院議長、この4名に祝辞をいただき、盛大に開催をされたところでございます。

そのような中、特別表彰、それから一般表彰、1,604名の全国の議員さんが表彰を授与されたわけでございますが、本当にそのような栄えある席で、代表というようなことでこの表彰状の授与をさせていただき、そしてまた、お礼の御挨拶というようなことで謝辞を述べさせていただいております。

当然ながら私どもは、先ほど西原市長の話にもありますとおり、新市誕生から来年が10年というようなことで、まだまだ全国にその名を知られていない、そうした自治体でございますけれども、西原市長の御英断による全国の自治体初の電力自由化、いわゆる電力の売買、

このようなことをしっかり訴えさせていただいて、PRも忘れずに行わせていただいたというようなことでございます。このことについては、長岡望悠選手、当然オリンピックに出場されると思いますが、全国にその名をはせる原動力となっていきたい、このようなことも考えているところでございます。

このような本当に栄えある賞をいただいたわけでございますが、今後はこれにおごることなく、皆さん方とともに、さらなるいろんなお知恵を拝借しながら、お力をかりながら、みやま市づくり、そして、議会の公正公平な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、終わりにになりましたけれども、きょうから開催をされます11日間のみやま市議会第2回定例会、皆さん方の御協力によりましてすばらしい議会が閉会しますこと、また、皆さん方のさらなる御活躍を心から御祈念申し上げまして、大変意を尽くせませんけれども、私からの謝意とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（荒巻隆伸君）

以上をもちまして表彰伝達を終わらせていただきます。

ここで議長席を交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいりたいと思います。中島議会運営委員会委員長、お願いいたします。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

平成28年第2回定例会の運営につきまして、6月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は請願1件、報告4件、同意19件、承認2件、議案9件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日、6月14日から6月24日までの11日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について以下申し上げます。

請願第1号につきましては文教厚生常任委員会に付託といたします。

同意第4号から同意第22号までの19件につきましては即決といたします。

承認第2号から承認第3号までの2件につきましては即決といたします。

議案第29号から議案第35号までの7件につきましては各常任委員会付託、議案第36号から議案第37号までの2件につきましては全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここでお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの11日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして10番瀬口健君、11番川口正宏君、両名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、改めておはようございます。例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成28年1月分を2月25日、2月分を3月28日、3月分を4月26日に実施いたしました。

その検査の結果でございますが、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．請願付託の報告について、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請につきまして紹介議員の説明を求めてまいります。10番瀬口健君、お願いいたします。

○10番（瀬口 健君）（登壇）

請 願 書

みやま市議会議長

牛 嶋 利 三 様

紹介議員 瀬 口 健

請願者

福岡県柳川市三橋町白鳥490-3

福岡県教職員組合柳川・みやま支部

支部長 江 口 喜 宏

電話番号 0944-73-1933

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元
をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

< 請願趣旨・理由 >

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、請願するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま紹介議員としての請願に対する説明がございました。

本請願第1号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第 5．議案の一括上程を行ってまいります。

報告第 1 号から第 4 号までの 4 件、同意第 4 号から第 22 号までの 19 件、承認第 2 号から第 3 号までの 2 件、議案第 29 号から第 37 号までの 9 件を一括議題といたします。

日程第 6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第 6．市長の提案理由説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日、ここに平成 28 年第 2 回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております報告第 1 号 平成 27 年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから議案第 37 号 平成 28 年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 34 件でございます。

まず、報告第 1 号 平成 27 年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書報告について及び報告第 2 号 平成 27 年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてにつきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

また、報告第 3 号 平成 27 年度みやま市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてにつきましても、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、繰越額の内容につきまして議会に報告するものでございます。

次に、報告第 4 号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告についてにつきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 27 年度の経営状況を議会に報告するものでございます。

同意第 4 号から同意第 22 号までにつきましては、法の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が公選制から議会の同意を得て市長が任命するものへと変更されたため、定数 19 名全ての農業委員会委員の同意をお願いするものでございます。

承認第 2 号及び承認第 3 号につきましては、法の施行に合わせて、みやま市税条例及びみ

やま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第29号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、職員等の職務上の行為に対して損害賠償請求訴訟が行われた場合、当該職員等に対する支援等の適否について意見を求めるため、第三者で構成する諮問機関を設置するものでございます。

次に、議案第30号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地方公務員法等の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第31号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国民健康保険の給付費等に基づき算定した国民健康保険税の必要額を徴収するため、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率等を改正するものでございます。

次に、議案第32号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、旧山川南部小学校の運動場にバイオマスセンターが建設されることに伴い、学校跡地体育施設の対象施設から除外するものでございます。

次に、議案第33号 みやま市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、福岡県において乳幼児医療費支給制度の名称変更が行われたことに伴い、関連する条例について改正を行うものでございます。

次に、議案第34号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本市への工場等の新增設を促進するため、対象施設に係る規定について改正を行うものでございます。

次に、議案第35号 工事請負契約の締結についてにつきましては、バイオマスセンターの建築工事を行うもので、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第36号、第37号の2件は、平成28年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、さきの熊本地震災害に対する支援事業を追加いたしております。また、地方創生加速化交付金の2次募集に応じて、エネルギーの地産地消による雇用創出事業を計画いたしております。

このほか、プレミアム商品券の発行事業について助成し、市内消費の喚起を促すこととしたしております。

また、特別会計の補正予算は、国民健康保険事業の税収につきまして、税率の変更など実績見込みにより計上いたしております。

なお、補正予算の詳細等につきましては、後ほど担当より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第 7 報告第 1 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 7. 報告第 1 号 平成27年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

改めましておはようございます。報告第 1 号 平成27年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

さきの平成28年 3 月議会で議決いただきましたみやま市一般会計補正予算（第 4 号）で定めました繰越明許費に基づきまして、別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

国の補正予算に対応して追加いたしました事業や用地、補償の都合等で完成できなかった道路整備など13件の事業につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、平成28年度に繰り越して執行するものでございます。

また、その財源につきましても事業ごとに説明いたしております。

なお、このうち国の地方創生加速化交付金を予定しておりましたエネルギーの地産地消都市づくり事業につきましては、補助の採択を受けることができませんでした。このため、翌年度繰り越しは行わず、計画を見直した上で今回の平成28年度一般会計補正予算に再度計上させていただいております。

以上、報告第 1 号 平成27年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 平成27年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第8 報告第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 報告第2号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。松尾建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（松尾正春君）（登壇）

皆さんおはようございます。報告第2号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

さきの平成28年3月議会で議決いただきましたみやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で定めました繰越明許費に基づきまして、別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

下水道建設において地下埋設物の都合により完成できなかった工事費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、平成28年度に繰り越して執行するものでございます。

以上、報告第2号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第9 報告第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．報告第3号 平成27年度みやま市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について説明を求めます。木下上下水道課長、お願いいたします。

○上下水道課長（木下康彦君）（登壇）

改めて皆さんおはようございます。それでは、報告第3号 平成27年度みやま市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成27年度の水道事業会計で予定しておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、寒波の影響によるものが7件でございます。

平成28年1月24日、25日の寒波により発生した漏水工事等の修繕工事を優先する必要があるため、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成28年度に繰り越したものです。

なお、公営企業会計における予算の繰り越しにつきましては、同条第3項の規定により、管理者が地方公共団体の長へ報告することにより成立し、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会において、その旨を報告しなければならないとされております。

以上、報告第3号 平成27年度みやま市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 平成27年度みやま市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第10 報告第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10．報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について説明を求めてまいります。富重環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（富重巧斉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、みやまスマートエネルギー株式会社の平成27年度の経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

みやまスマートエネルギー株式会社は、平成27年3月25日にみやま市が出資し、設立いたしました。日本初の自治体による家庭等の低圧電力売買事業会社として、エネルギーの地産地消を推進し、電力を安価に安定的に提供するだけでなく、地方創生のモデルケースとして、高齢者の見守りや子育て世代の支援など市民サービスをセットとした自治体ならではの電力小売事業に取り組んでおります。

先進的な取り組みとしてマスコミにも多数取り上げられ、本市の知名度向上にも貢献しております。

事業内容につきましては、事業報告、1. 事業の経過および成果後段に記載しておりますとおり、計画では9月からの供給開始予定であった市公共施設契約の切りかえのおくれが原因となり、当期約17,000千円の損失となりました。

次に、2. 体制および体質改善で述べておりますとおり、効率的な業務体制を構築するとともに、電力事業で収益を左右する需給調整の精緻化について、九州大学の協力を得ながらリスク最小化を図り、収益確保に努めてまいりました。

今後は、3. 次期の見通しに記載しておりますように、電力事業の多角化と営業力強化、他自治体との連携、市民サービスの充実により、売上高2,667,000千円、利益69,000千円の収益確保を目指すとともに、資金や人の地域循環モデル、いわゆるみやまモデルの強化に注力してまいります。

以上、報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第11～第29 同意第4号～同意第22号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 同意第4号 農業委員会委員の選任についてから日程第29. 同意第22号 農業委員会委員の選任についてまでの19件について提案理由の説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第4号から同意第22号 農業委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正により、本年4月1日以降に任期満了を迎える農業委員会委員の選出方法について、公選制から議会の同意を得て市長が任命する方法へと変更になったため、本議会に提案するものでございます。

また、委員選任の際は、過半数を認定農業者が占めること、農業者以外の中立的な立場の者を入れること及び女性、青年を積極的に登用することが法で定められており、提案いたします農業委員会委員につきましては、それらの条件を満たしているものでございます。

なお、本提案につきましては、農業委員会委員定数が19名であることから、同意第4号から同意第22号までを一括してお願いいたしたいと存じます。提案方法といたしましては、同意番号及び氏名のみを申し上げますので、よろしく願いをいたします。

それでは、御提案申し上げます。

同意第4号、森静男氏、同意第5号、馬場俊治氏、同意第6号、向優氏、同意第7号、坂田逸男氏、同意第8号、堤敬二氏、同意第9号、上原充氏、同意第10号、佐藤典美氏、同意第11号、徳永順子氏、同意第12号、只隈敏春氏、同意第13号、佐藤敏彦氏、同意第14号、木下正信氏、同意第15号、永江一幸氏、同意第16号、東大助氏、同意第17号、岩屋明氏、同意第18号、加藤和己氏、同意第19号、坂梨喜九義氏、同意第20号、田崎明氏、同意第21号、岡田佳子氏、同意第22号、嶋美沙子氏であります。

それぞれの議案に選出区分や経歴等の資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

なお、新たな農業委員会委員の任期は本年7月20日から平成31年7月19日までとなっております。

以上、御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願い

申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑は同意第4号から同意第22号まで一括して行ってまいります。質疑ございませんか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

農業委員会委員ですけど、産業建設委員会の所管になるんですが、付託案件でございませ
んの、私、産業建設常任委員ですけど、質疑していいのか、ちょっと議長の許可をいただ
き……

○議長（牛嶋利三君）

はい、いいじゃないですか。

○14番（中島一博君）続

いいですか。

○議長（牛嶋利三君）

はい。

○14番（中島一博君）続

農業委員の19名ということで、地区推薦、団体推薦、公募となっておりますが、この議案
書を見ていたら、地区推薦が14名、団体推薦が3名、公募が2名となっておりますが、これ
は条例、規約、規則にうたってあるのかどうか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

城農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（城 敬介君）

先ほどの御質問でございしますが、地区推薦、団体推薦、公募それぞれの数につきましては
条例の中ではうたっておりません。規則の中で、選出区分として地区推薦、団体推薦、一般
公募という枠は設けております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

4月15日号に募集が載っているんですが、ちょっと議案書を見て、地区推薦14名というの

もわかりますし、団体推薦3名、公募が女性の方2名なんですが、この公募に対しては、2名の方が実際応募してあると思いますが、ちょっと議案書を見ていたら、行政からお願いしているわけでもないわけなんですか。特に同意第21号につきましては団体の方なので、これは公募やなくて、もし行政のほうからお願いをしてあるんだったら団体推薦のほうになるんじゃないかと思うので、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧斉君）

今の御質問にお答えします。

まず、公募の方は4名応募がありました。そのうち2名を今回任命しているわけなんですけれども、御質問の団体の方ということですが、こちらから積極的にということではございません。特に正式にお願いしているわけではございません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。最後ですね。

○14番（中島一博君）

何でお聞きしたかというのは、普通の委員会があるんですけど、普通の委員会やったら年に四、五回とかありますと、日当5千円ぐらいで20千円とか30千円なんですけど、この農業委員に関しては月33,500円で、年間400千円の3年任期になるわけなんです。同意に反対するわけじゃないんですけど、多分、団体をお願いしてあるような話も聞いたからちょっと聞いているんです。年齢もある程度いってあるから、積極的に公募してあるか。行政のほうからお願いをしてあるんだったら団体推薦のほうではいいんじゃないかと思うわけなんで、その辺をもう一度お伺いいたします。ある程度お聞きして、聞いているわけなんです。その団体にちょっとそういうのを聞いたからですね。公募やなくて、団体推薦なら団体推薦にしたほうがいいんじゃないかという考えがあるから、その辺をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧斉君）

いわゆる公募でございますので、一般公募の枠で捉えております。今回、女性を入れるよ

うに制度的になっているわけなんですけれども、女性がどれくらい応募されるのか、一般の方からの応募がどれくらいあるのかという不安は確かにありました。そういった点で、正式にはないんですけれども、お話はさせていただいております。あくまでもこの方につきましては一般の方の応募という枠の中で、女性の登用という枠の中に入れさせていただいておるところで、団体からの推薦ということではございません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

同じことになるかもしれませんが、同意第21号で公募という説明がありました。その中で、4名公募があったと。これは一般公募というふうに説明がありましたけど、これは自薦、他薦を含めて公募の内容及び2名に公募を選出した理由というんですかね、そこを教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

城農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（城 敬介君）

一般公募は4名ございました。それで、先ほどの提案説明の中でもありましたとおり、農業に利害関係がない方、女性の登用等を国のほうからも定めてありますので、そういうことを優先に、4名の方から女性を上げました。残りの男性の方につきましては、農業の農地保有、農地の耕作者等でございますので、利害関係がない方については男性の方はいらっしゃらなかったことと女性の登用を進めておるという理由もございますので、女性の2名を一般公募の枠から選定ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ということは、今の説明でいくと、公募された4名というのは2名が男性ということですかね。そういう判断でよろしいんですか。

それとあわせて、年齢的に制限は特に考慮していないということかどうかを教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

城農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（城 敬介君）

年齢的には特に制限は設けておりません。逆に、若い農業委員も登用せよという感じになっておりますが、今回、応募、推薦の中に若い世代の方がございませんでした。そういうことです。

男性2名の方も年齢的には60代、70代の方でございました。

以上です。（「いや、だから、4名のうち2名が男性という判断でいいのか」と呼ぶ者あり）そうです。2名が男性、2名が女性でございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第4号から同意第22号までの19件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号から同意第22号までの19件につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、日程第11. 同意第4号 農業委員会委員の選任について討論を行ってまいります。

同意第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第4号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第12. 同意第5号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第5号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第13. 同意第6号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第6号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第6号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第14. 同意第7号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第7号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第7号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第15. 同意第8号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第8号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第8号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第8号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第16. 同意第9号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第9号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第9号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第9号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第9号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第17. 同意第10号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第10号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第10号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第10号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第10号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第18. 同意第11号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第11号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第11号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第11号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第11号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第19、同意第12号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第12号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第12号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第12号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第12号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第20、同意第13号 農業委員会委員の選任について討論を行ってまいります。

同意第13号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第13号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第13号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第13号 農業委員会委員の選任については同意する

ことに決定をいたしました。

次に、日程第21、同意第14号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第14号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第14号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第14号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第14号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第22、同意第15号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第15号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第15号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第15号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第15号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第23、同意第16号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第16号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第16号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第16号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第16号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第24. 同意第17号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第17号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第17号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第17号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第17号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第25. 同意第18号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第18号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第18号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第18号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第18号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第26. 同意第19号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第19号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第19号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第19号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第19号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第27. 同意第20号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第20号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第20号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第20号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第20号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第28. 同意第21号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第21号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第21号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第21号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第21号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第29、同意第22号 農業委員会委員の選任について討論を行います。

同意第22号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第22号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第22号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第22号 農業委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第30 承認第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第30. 承認第2号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）について提案理由の説明を求めます。本荘市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（本荘安政君）（登壇）

改めましておはようございます。それでは、承認第2号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、みやま市税条例等につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしましては、まず、延滞金の計算期間について、平成26年の最高裁判所判決による地方税法等の改正に伴い、納税義務者が法定納期限内に納付した納付額に対して、更正等による減額後に増額更正等をした場合、当初納付額の範囲内については当該更正等に係る期間についての延滞金を除算する改正内容でございます。

次に、法人住民税については、地域間の財政力格差の縮小を図るため、消費税率が10%段階において、法人住民税法人税割の税率を下げ、減少率相当分を地方法人税の税率に上乗せして、交付税の原資化とする改正内容でございます。

次に、医療費控除について、健康の維持増進及び疾病への予防の取り組みとして、適切な健康管理のもとで一定の取り組みを行う個人が購入したスイッチOTC薬の購入費については、医療用医薬品からの代替を進める観点から、新たな医療費控除制度として所得より控除する内容でございます。

ただし、この新たな医療費控除につきましては、平成29年から平成33年末までの購入分に適用され、現在ある医療費控除との重複適用はできなくなっております。

なお、この改正内容について資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

資料のほうの説明でちょっとお尋ねしたいんですけど、まず法人住民税、これについては10%に消費税が上がったときという前提があるかと思えますけど、ここで適用が平成29年4月1日と。今回、安倍総理も2年半ずらすという話がありますけど、それに関係なくこれをやっていくということですか。対象はないでしょうけど、その確認。

それと、次の医療費控除、スイッチOTC医薬品というのが医療用から一般薬に移った場合の医薬品という説明がありますが、合計が年間12千円を超えるときは総所得から控除すると。この控除の仕方についてどういうふうにされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

本荘市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（本荘安政君）

まず、法人税のほうについて御説明いたします。

先ほど御指摘がありました10%、国のほうが延期するというふうにされております。現時点で法律が改正されまして、現在この10%になった時点での引き上げというのは生きている状態でございます。今後、国のほうで所要の改正等がございましたら、その改正に準じて、またこの市税条例のほうの改正をお願いすることになろうかというふうに考えております。

あと、スイッチOTC医薬品については担当課長のほうから御説明差し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

盛田税務課長。

○税務課長（盛田勝徳君）

医療費控除の関係につきましては、今現在の医療費控除といいますのは、1月1日から12月31日まで1年間の医療費等に基づいて、その領収書等をもとに医療費控除を行っております。基本的には控除という形になっています。

このスイッチOTC医薬品の関係につきましても、同じように100千円、一般的には所得の5%、または100千円という形で、その分を差し引いた残りを控除するというふうな形が一般的な医療費控除になっています。ただ、その100千円という数字の中で、セルフメディケーションという部分で、医師の処方等、あるいは健康診査等に基づいて自分自身が一般医

薬品等を使用した場合においては、その100千円以下の12千円を超えた部分について、上限としては88千円という金額になります。その88千円の上限額において医療費控除が可能となるという部分でございます。ただし、先ほど部長が申し上げましたように、現存の医療費控除と特例の医療費控除は重複してできませんというふうな形になっていますので、現状、一般的には健康管理をされてある健康な方がこういうスイッチOTC医薬品等を使用された場合については、少額の金額でも医療費控除の対象にいたしましょうという健康増進という形の流れの中でこういう特例が定めてあります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ということは、これは一般の医薬品、薬ですね、これを買った方、個人が確定申告で判断せないかんということになるかと思えますけど、この医薬品に該当するかどうかの判断はどうやってするんですか。

○議長（牛嶋利三君）

盛田税務課長。

○税務課長（盛田勝徳君）

現在、このスイッチOTC医薬品という品目につきましては、厚生労働省の関係につきまして、6月中下旬において、その商品等の公表を行っていくというふうな形になっております。購入が平成29年1月1日以降という形になっていますので、6月中旬以降に厚生労働省関係が公表していくと今うちのほうにお知らせされておることとでございます。

ただ、若干幾つかの商品等については該当するだろうということでは言われているものが、例えば、今でいいますとコンタック鼻炎薬、あるいはルミフェン、ガスター10とか、アレグラFXとか、そういうようなものについては、このスイッチOTC医薬品に該当するんじゃないかということで県等のほうからお示しされているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今、6月以降に公表される、厚生労働省から出てくると。じゃ、これは各個人が薬の名前を把握しておいて確定申告で判断してやると、これに基づいて控除されるという考えでいいわけですか。

○議長（牛嶋利三君）

盛田税務課長。

○税務課長（盛田勝徳君）

基本的には、申告される場合の医療費控除等についても、現状、医薬品等について領収書等を含めてそろえる中で医療費控除を申告されるというふうな形になっております。このスイッチOTC医薬品についても、結局、先ほど言いましたように、金額的に12千円を超えて100千円という形になります。ということは、一般的な普通のサラリーマンでいえば100千円の医療費控除の限度額等、最低控除額があれば、100千円以下であれば基本的には該当しないということになってきます。ただ、その100千円以下でもこういう形で該当する部分が出てきたということであれば、それは本人さんのほうの申告されるという部分で判断していただくしかないと思われれます。基本的には、こういう医薬品等について該当するということについては公表していくと。あるいは税務署のほうにも今確認をしておりますけど、まだ詳しいことが出てきていないということでございますので、平成29年1月までにはそういう形で公表されていくだろうと、こちらのほうも判断しているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

壇議員、一応3回までということで御理解いただきたいと思いますが、なかなか説明そのものにあれができませんら、また直接的に担当に行ってお尋ねください。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

承認第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第2号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）は承認することに決定をいたしました。

日程第31 承認第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第31. 承認第3号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）について提案理由の説明を求めてまいります。本荘市民部長兼市民課長、お願いいたします。

○市民部長兼市民課長（本荘安政君）（登壇）

それでは、承認第3号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、みやま市国民健康保険税条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険事業の運営に資するため、国民健康保険税の医療

分に係る課税限度額を20千円引き上げ、520千円を540千円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を20千円引き上げ、170千円を190千円にそれぞれ改定するものでございます。

また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を算定する際の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の引き上げを行い、低所得者に対する軽減措置の拡充を行うものでございます。

5割軽減判定所得の算定においては260千円から265千円に、2割軽減判定所得の算定においては470千円から480千円にそれぞれ改定するものでございます。

なお、改正の内容について資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

承認第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第3号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）は承認することに決定をいたしました。

日程第32 議案第29号

○議長（牛嶋利三君）

日程第32. 議案第29号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

議案第29号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、職員等の職務上の行為などに対して損害賠償請求訴訟が行われた場合、当該職員等に対する支援などの適否について意見を求めるため、第三者で構成する諮問機関を設置するものでございます。

公務員がその職務の遂行上、故意または過失によって違法に他人に損害を与えた場合は、国家賠償法の適用により市を相手に損害賠償請求訴訟が行われることになります。しかしながら、訴訟の手法は提起する側に委ねられており、職務外行為として職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟が提起される場合もあります。職務上の行為等であるか否かは、当該職員が裁判の過程で立証する必要があります。

そこで、市が訴訟の遂行を支援することにより、職員等が職務に精励することができる環境を整備することを目的に、その支援の適否について、客観性と公平性の観点から諮問機関へ意見を求め、答申をいただくものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第33 議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第33. 議案第30号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。引き続き馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

議案第30号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

職員の給与は、その職務と責任の程度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとしておりますが、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容につきましては級別標準職務表で定めております。

これまで規則で規定しておりましたが、今回の法改正により条例で定めることとなりましたので、本条例に新たに規定をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第34 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第34. 議案第31号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。本荘市民部長兼市民課長、お願いします。

○市民部長兼市民課長（本荘安政君）（登壇）

議案第31号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険税については、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で構成されております。

後期高齢者支援金分の保険税額につきましては、後期高齢者医療制度への負担分として、また、介護納付金分の保険税額につきましては、40歳以上から64歳までの介護保険第2号被保険者の負担分として、それぞれ賦課徴収するものでございます。

現在の後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現行税率等では財源が不足する見込みでございますので、今回、条例改正をお願いするものでございます。

改正の内容といたしまして、後期高齢者支援金分の所得割額を2.2%から2.3%に、世帯別平等割額を5,500円から6千円に、介護納付金分の所得割額を1.9%から2.1%にそれぞれ改めるものでございます。

また、税率等の改正に伴い、低所得者等への国民健康保険税の減額についても、あわせて改正をお願いいたしております。

詳細につきましては、新旧対照表及び改正の内容を資料として添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第35 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第35. 議案第32号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。大津教育部長、お願いします。

○教育部長（大津一義君）（登壇）

皆さんこんにちは。議案第32号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市学校跡地体育施設であるみやま市山川南部運動場にみやま市バイオマスセンターが建設されることを受けて、体育施設としての教育財産から行政財産へ変更するため、条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託することにした

いと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第36 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第36. 議案第33号 みやま市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。加藤保健福祉部長、お願いいたします。

○保健福祉部長（加藤康志君）（登壇）

皆様こんにちは。それでは、議案第33号 みやま市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、福岡県の乳幼児医療費支給制度の名称が子ども医療費支給制度に変更されること等に伴い、関連する条例を改正するものでございます。

なお、県におきましては、平成28年10月より本制度の対象年齢の上限を「就学前」から「小学6年生」へ拡充することとなりました。

また、みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例につきましては、本制度の整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第37 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第37. 議案第34号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。富重環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（富重巧斉君）（登壇）

議案第34号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、市へ進出する企業、または事業拡大をされる市内企業に対して、工場や事務所等の新增設や設備投資に係る固定資産税につきまして、3年間の課税免除を講じております。

本条例では、その課税免除ができる施設について、物の製造加工または修理を行うために必要な施設と定めております。

本件の改正では、洗濯業を行う施設を新たに追加し、本市の雇用増大及び安定を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようによろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第38 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第38. 議案第35号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を求めます。引き続き富重環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（富重巧齊君）（登壇）

議案第35号 工事請負契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市バイオマスセンター建設工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事は、契約締結後、直ちに着工し、平成30年8月31日の竣工を予定しております。

工事の概要につきましては、嫌気性発酵処理施設の建設となります。施設規模は1日当たり最大原料処理量が130トン、敷地面積はバイオマスセンターが約6,000平方メートル、サテライト消化液貯留設備が約2,000平方メートル、処理方式は嫌気性発酵処理方式となっております。施設概要はプラント設備及び土木・建築工事でございます。

今回の工事に当たりましては、公募型プロポーザル方式によるもので、募集要項に基づき提出された技術提案書を審査した技術評価点と、入札価格による価格評価点を加算した総合評価を実施いたしました。

その結果、工事請負人が三井造船環境エンジニアリング・中原電工特定建設工事共同企業体、代表企業、三井造船環境エンジニアリング株式会社、請負金額は1,868,400千円でございます。

資料として、工事概要、優先交渉権者の決定及び審査講評、配置図及び平面図を添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

この件は委員会に付託されると思いますので、それ以外をお聞きさせていただきたいと思っています。

このプロポーザル方式については、一番適切な方法で今回入札されたと思っております。ただ、あとの中身は産業経済常任委員会のほうで聞かせていただきますが、この中の審査について伺いしたいと思います。

審査につきましては、審査委員会を設けてあります。これは内部委員会じゃなく、なぜ外部委員会に出されなかったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お答えいたします。

きょうの議案配付資料にもありますように、バイオマスセンター建設工事のプロポーザル審査委員会というものを設置いたしまして、副市長をトップといたしまして、行政内の職員と学識経験者4名の委員会で審議をいたして総合評価をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

私が言ったのは外部委員会という部分の中で、この行政職員が委員の中に入っていますよね。例えば、外部委員会というのは、県あたりも一緒ですが、建設技術センターとか、そういった全く行政が所属していない方々の外部委員会というのがありますが、この中には行政職が副市長をトップとして入っておられます。全く関係ない外部をそういった施設とか、ここに学識経験者4名に委員として加わっていただいておりますが、そういった方々の組織のところに委託をできなかったかをお聞きしたい。なぜ行政職が入ったのかをお聞きしたいと思っています。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

先ほど御説明を申し上げましたけれども、今回のプロポーザル方式につきましては、技術点と価格点と2つの評価分野を設けておりまして、それを合わせて総合評価という形にしております。

行政職員を委員会のメンバーに入れた理由としましては、1つは、価格面がございますので、どうしてもそれは、いわゆる行政が主体となってやる事業でございますので、外部の委員さんよりも行政職員のほうがいいだろうというのが1点。それから、技術点につきまして、お手元の資料にあります学識経験者4名の方において審査をしていただいております。いわゆる技術点については行政職員は入っておりません。審査をしておりません。総合評価のときに、このメンバー全員で最終的に総合評価をしたという形で委員会審議をさせていただいております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番前原武美君。

○6 番（前原武美君）

あとはまた委員会で聞かせていただきたいと思います。そういった分類された委員会ということだったんですか。全体審議は最終的にされて、専門分野ごとの審査会ということになるんですかね。これは総合的な考え方と思いますので、プロポーザルが一番適正とおっしゃるんですが、この審査を分類じゃなく総合的な見地でするなら、建築、機械、いろんな分があると思いますが、そういうところも分野でされたとするならば1人の方の採点ということになると思いますが、最後ですから、あとは今後委員会で聞かせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

ちょっと説明が不十分で申しわけございません。まず、9名のメンバー全員での審査委員会は当然開いておりまして、技術評価点を全体の何%にするのか、あるいは価格の評価を全体の何%にするのか、そういった基本方針を定める際にはこのメンバー全員でまず審議をしております。

それから、審査の方法につきまして、先ほど申し上げましたように、技術的な項目については学識経験者によって審議をしていただく。それから、いわゆるバイオマス産業都市構想にのっとった全体の構想については市の職員を入れた全体で審議、検討をする。そして、最終的に配分点であったり、そういったことが決まった後に技術評価点についてのみ学識経験者の4名で行っていただいたという経過でございます。最終的にその技術評価点が出た段階

で入札を行って、その結果をもとに総合評価という形で、今回資料をおつけしておりますような形で決定をさせていただいたという流れでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

前原議員、規定によって3回で質問を終わりますので、いずれにしても産業建設常任委員会に付託というような形になろうかと思えます。しっかり委員会の中でお尋ねいただきますようお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

質疑というか、半分要望も含めてですけど、先ほどの学校施設の大津教育部長のほうからの提案議案でもありましたけど、図面が載っていて、これは運動場だけを利用するという形になっているかと思えます。これだと南のほうが出入り口になるんですかね。今後、既存の施設の変更点、もしくは工事の進捗、もっと言えば工事の具体的な――18億円ぐらいかけるんですかね、1,870,000千円。これの進捗も含めて、具体的にどういう設備をつくるのか、私たちは大まかには聞いていますけど、進捗とともに、もうちょっと内容を知らせていただければというふうに思いますので、その辺を含めて、お願いかたがた、ちょっとお問い合わせを含めて、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

先ほど御質問にありましたように、今回、財産の処分区分の変更についてはグラウンドだということになっております。空き校舎の有効活用をしていこうというふうな考えは当然持っておりますけれども、これについては、学校跡地検討委員会、そういった委員会等の整合性といいますか、確認がまだとれておりませんし、それから、南部校に限りますけれども、旧南部小学校の跡地を地元でどのように活用していくのか、そういった意見を聞きながら校舎の部分については今後計画を練っていきたいというふうに考えております。そのため、今回はいわゆるプラントができる部分だけをまず一旦行政財産に移させていただいて、工事ができる体制を整えていこうというふうな考えで調整をしているところです。

それから、2点目の今後の大きな流れであったり、いわゆるパース図ですね、鳥瞰図、そ

ういったものが今後必要になってきます。それにつきましては、この議会中に委員会が開かれます。その際に、そこから少しずつといいますか、そこから資料を出していきたいなというふうに思っておりまして、委員会が終わった後に、こちらで今手持ちである部分は基本的に出していこうというふうな考えでございます。

それから、スケジュールにつきましては担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

それでは、大まかなスケジュールについて御説明したいと思います。

6月議会のほうで議決いただいた後に業者のほうと契約を結びまして、その後、実施設計に入ってまいります。実施設計を進めてまいりまして、秋、10月ごろまでには実施設計を終わります。地元の方との生活環境調査等の報告等を経て、県のほうに廃棄物施設の設置届というものを年内に完了いたしまして、来年1月の着工ということで準備を進めていきたいと考えております。

それで、今、壇委員さんのほうから御指摘がありましたように、この図面を見ますと、南側の国道のほうから入るということで地元のほうにもお話をしておりまして、このような全体計画として進めていきますけれども、どうしてもいろんな地元の皆さんとの話し合いをする中で、もう少しこの辺をどうかしてほしいという要望は当然出てまいりますので、そのような調整を経ながら進めてまいりたいと思っております。

当然、議会の皆さんには、大きな変更点があった場合等につきましては、なるべく情報を流していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

大まかなところは、今、部長、課長から説明があったので、ぜひそのようにお願いしたい。ただ、ここでお願いかたがた、忠告を含めてやっておきたいのは、金額が1,870,000千円近い工事ですので、進捗を含めて、ぜひ具体的なところを、委員会だけでなく、議会のほうにぜひお願いしたい。今ここで言うと怒られるかもしれませんが、桜舞館小学校

なんかは知らん間に25億円もかかるというふうなことがありますので、ぜひよろしく願いしておきます。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧斉君）

適切なアドバイスありがとうございます。

それから、先ほど言葉で申し上げましたスケジュールにつきましては、本議会の最終日ぐらいまでには皆さん方にお渡しできるのかなというふうに思っています。まず1点。

それから、先ほどおっしゃったように、金額が大きく変わるとか、そういったことについては、今回、提案型の内容でございますので、市側が大きな変更を出さない限り、まず金額が変わるということは想定しておりません。ただ、よくあるのが材料の高騰であったり、それから、石油価格がまた以前のように180円とか、そういうふうな大きな状況になった場合はまた業者と協議をしなければならない、そういう点は発生すると思います。

そういったこともございますけれども、基本的には6月、9月、12月、3月の議会、あるいは毎月の全員協議会なり、そういったところで御説明できる分はできるだけ速やかに報告をしていきたいと。それで進捗状況を確認してもらいながら進めたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第39 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第39. 議案第36号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第36号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ143,668千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,570,668千円といたしております。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

債務負担行為補正でございますけれども、80歳以上の高齢者の方が運転免許証を自主返納されたときにタクシー利用券30千円を3年間助成いたします高齢者運転免許証自主返納助成金につきまして、1年ごと、年度をまたいで交付決定をいたしますために予算上の措置を行うものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項1目. 総務費国庫補助金72,000千円でございますが、地方創生加速化交付金を追加いたしております。平成27年度国の補正予算で、地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取り組みに対して交付するとされておったものでございます。本市でも平成27年度3月の補正予算で計上いたしておりましたけれども、補助の採択を受けられませんでした。今回、計画を見直しまして国の2次募集に応募するものでございます。

また、2目. 民生費国庫補助金、2節. 老人福祉費補助金でございます。有料老人ホーム2カ所のスプリンクラー等整備に対し助成いたします地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金10,090千円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

14款3項4目. 教育費委託金は、学校図書館の活性化等を推進する調査研究委託金を追加いたしております。

続いて、17款. 寄附金、1項3目. 教育費寄附金11,130千円を計上いたしております。旧太神小学校の教員をしながら創作活動を続けられ、昭和28年に25歳の若さで早逝された詩人、

中島宏の遺品管理者が平成25年2月に亡くなりました。その遺品管理者の方が生前から詩人の遺品、遺作を後世に伝えるために財産を本市へ寄附することを望まれておったものでございます。このうち現金を寄附金として受け入れまして、今後の遺品管理などに充てますために、教育振興基金に積み立てを予定いたしております。

続きまして、10ページでございます。

19款．繰越金の前年度繰越金でございますが、一般財源の額を調整し、追加いたしております。

続いて、20款．諸収入でございます。宝くじ収入を財源といたします一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を計上いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書12ページでございます。

2款1項1目．一般管理費の行政事務費でございます。職員等の職務行為等審議会委員報酬を計上いたしております。職員等が職務を行うに当たりまして他人に損害を与えたとして損害賠償の請求訴訟を提訴された場合、本市の諮問に応じまして訴訟の支援の要否などについて意見を聞くために要する経費でございます。

また、熊本地震災害支援等事業費でございます。罹災証明の業務など職員の派遣に係る経費、また、被災地の早期復興に寄与いたしますために義援金10,000千円を追加いたしております。義援金につきましては、日本赤十字社を通して被災地に送る予定でございます。

次に、6目．企画費はコミュニティ助成事業補助金を計上いたしております。自治総合センターから内示がありました下小川区の公民館建設事業及び岩津区の備品整備について助成するものでございます。

また、13目．諸費、防犯対策費の防犯灯設置補助金は、LED化の推進など行政区の要望に応えまして150基分を追加いたしております。

続きまして、3款．民生費、1項1目．社会福祉総務費の公費医療総務費でございます。システム改修費を計上いたしておりますが、子ども医療費など県の制度変更に伴うものでございます。

また、3目．老人福祉費は、国の補助を受けまして、有料老人ホーム2カ所のスプリンクラー設備整備を推進するものでございます。

次に、14ページ、4款．衛生費、1項4目．環境衛生費の有明生活環境施設組合負担金

1,614千円でございますが、新火葬場建設のための用地購入費の追加によるものでございます。

また、7目、地域エネルギー政策費は73,000千円を追加いたしております。国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、エネルギーの地産地消によります雇用の創出を目指すものでございます。本市が取り組んでおりますバーチャル商店街など市民サービスと連携いたしておりますエネルギーの地産地消モデルをシステム化いたしまして、他の自治体と広域連携を図るものでございます。あわせまして、本市の特産品をブランド化して連携自治体で販売する仕組みづくり推進する計画でございます。また、本市への視察者が格段にふえている現状に加えまして、地域資源を活用した新たな観光プランを開発して、効果的にPRすることで新しい人の流れをつくり、雇用の創出や経済効果を図る予定でございます。自治体広域連携プラットフォーム構築等委託料50,000千円などを追加いたしております。

次に、7款、商工費、1項2目、商工業振興費はプレミアム商品券補助事業費を追加いたしております。みやま市商工会が行います総額220,000千円のプレミアムつき商品券の発行事業につきまして、割り増し分20,000千円のうち13,000千円を本市が助成いたしまして、市内消費を喚起するものでございます。

また、9款、消防費、1項1目、常備消防費は宝くじ収入によります自治総合センターのコミュニティ助成金を活用いたしまして、水上少年消防クラブの活動服を更新するものでございます。

続きまして、17ページ、10款、教育費、1項2目、事務局費でございます。国の委託金によります学校図書館活動の活性化事業を計上いたしております。学校図書司書の連携や能力向上に向けた調査研究によりまして、児童・生徒の読解力、また、情報活用能力を高めることを目指すものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第40 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第40. 議案第37号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。引き続き坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

続きまして、議案第37号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ735千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,587,323千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算でございます。1款1項. 国民健康保険税に47,000千円を追加いたしております。このうち医療給付費分につきましては、課税所得の実績見込みにより計上いたしております。また、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は、今回、税率の見直しをお願いいたしております。課税所得の実績に加えまして、税率の見直し分を推計し、計上いたしております。

また、3款. 国庫支出金、2項2目は国保制度の準備事務に係る補助金を追加いたしております。

予算書8ページをお願いいたします。

9款. 繰入金、1項2目. 国保財政調整基金繰入金は税收の増額と調整し、減額をいたしております。

次に、歳出予算についてでございます。

1款. 総務費、1項1目. 一般管理費のシステム改修委託料を追加いたしております。平成30年度にその運営主体を市町村から都道府県へ移管いたします国保新制度の導入準備に当たりまして、データ連携などのシステム改修を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして

委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は6月15日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午前11時53分 散会